

重要

会員各位

2024年3月吉日
株式会社いすゞビューマックス
U-CON 事務局

在庫共有システム U-CON 規約改定のご案内

拝啓

早春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速では御座いますが、在庫共有システム U-CON 規約を2024年4月1日より下記の通り、改定させていただきます。

つきましては、会員皆様のご理解を賜り、引き続き弊社 U-CON をご利用いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【実施】 2024年4月1日より

【内容】

- | | |
|----------|-------------|
| 第1条 | (名称) |
| 第4条 | (規約の改定) |
| 第8条-② | (登録店の義務) |
| 第9条-⑤ | (登録車輛の要件) |
| 第30条 | (車両輸送手続) |
| 第35条-③⑤⑦ | (登録書類) |
| 第36条-④ | (移転登録の実施) |
| 第38条-①② | (自動車税の処理) |
| 第42条-④ | (クレーム事項) |
| 第43条-②③ | (クレーム受付期間) |
| 第45条-③ | (クレーム請求と免責) |
| 第47条 | (規約の改定) |

在庫共有クレーム受付期間・裁定基準

※詳細につきましては、別紙をご参照ください。

以上

【別紙】

条文	変更前	変更後
第1条(名称)	<p><u>ima-net 内の</u>在庫共有システムを(U-MAX CV OPEN NET)と称する。(以下 U-CON という。)</p>	<p><u>当社が会員ポータルサイト上において運営する</u>在庫共有システムを(U-MAX CV OPEN NET)と称する。(以下 U-CON という。)</p>
下線太字部分を変更		
第4条(規約の改定)	<p>諸般の情勢の変化により本規約の改定を事務局が必要と認めた場合、事務局は、規約の全部又は一部を任意に改定し、会員に当該改定の内容を通知するものとする。</p>	<p>諸般の情勢の変化により本規約の改定を事務局が必要と認めた場合、事務局は、規約の全部又は一部を任意に改定し、会員に当該改定の内容を<u>ホームページに掲載し</u>通知するものとする。</p>
下線太字部分を追記		
第8条(登録店の義務)	<p>② [申告義務] 登録店は、登録車両の情報を忠実に申告しなければならない。また、申告内容については登録店が全責任を負うものとする。</p>	<p>② [申告義務] 登録店は、<u>U-CON 上に車検証を掲載することにより</u>登録車両の情報を忠実に申告しなければならない。また、申告内容については登録店が全責任を負うものとする。</p>
下線太字部分を追記		
第9条(登録車両の要件)	<p>⑤ 車検付き車両は、自賠責保険<u>及び異動承認請求書及び納税証明書</u>を完備していること。 <u>(特記事項欄に異動承認請求書が無い旨を入力してある場合は除く。)</u></p>	<p>⑤ 車検付き車両は、自賠責保険を完備していること。</p>
下線太字部分を削除		
第30条(車両輸送手続)	<p>2. 登録店は、U-CON で成約した車両を売買成立日以降<u>いつでも</u>引渡しに応じなければならない。 但し事務局が認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>2. 登録店は、U-CON で成約した車両を売買成立日以降<u>速やかに</u>引渡しに応じなければならない。 但し事務局が認めた場合は、この限りではない。</p>
下線太字部分を変更		

第 35 条 (登録書類)	3. <u>車検残存期間が、売買成立日の属する月から翌月末未満のものは、原則として抹消謄本渡しとする。但し、</u> 車検切れナンバー付き車両については、継続車検に必要な書類(OCR シート、 <u>納税証明書</u> 等)を添付しなければならない。	3. 車検切れナンバー付き車両については、継続車検に必要な書類(OCRシート等)を添付しなければならない。
	下線太字部分を削除	
	5. 事務局が指定する期日までに登録書類が事務局に到着しない場合、登録店は登録書類遅延違約金として、購入店に 10,000 円支払わなければならない。以後 1 日遅延するごとに 2,000 円加算する。遅延日数の算出は、 <u>売買成立日から</u> 書類一式が事務局に到着した日までとする。但し、年末直前、夏季休暇直前等の商談の場合、事務局の公示により遅延日数の算出を一部延長することがある。	5. 事務局が指定する期日までに登録書類が事務局に到着しない場合、登録店は登録書類遅延違約金として、購入店に 10,000 円支払わなければならない。以後 1 日遅延するごとに 2,000 円加算する。遅延日数の算出は、 <u>事務局が指定した到着期日から</u> 書類一式が事務局に到着した日までとする。但し、年末直前、夏季休暇直前等の商談の場合、事務局の公示により遅延日数の算出を一部延長することがある。
	下線太字部分を変更	
	7. 電子車検証の IC タグ不良等により IC カードリーダーで読み取りが出来ない車検証については事務局に到着していないものとみなす。	
規約追記		
第 36 条 (移転登録の実施)	4. 移転登録遅れによって発生した問題の責任は、 <u>(預り自動車税相当額の返金を含む。)</u> 、全て購入店が負わなければならない。	4. 移転登録遅れによって発生した問題の責任は、全て購入店が負わなければならない。
	下線太字部分を削除	

第 38 条(自動車税の処理)	1. 車検付車両が成約された場合は、購入店から自動車税未経過相当額を売買成立日の属する月の翌月から年度末まで事務局が預かり登録店に支払うものとする。その後、購入店が抹消登録した場合でも残月分(自動車税未経過相当額)を購入店へは戻さない。尚、自動車税相当額は <u>東京都税</u> を基準とする。	1. 車検付車両が成約された場合は、購入店から自動車税未経過相当額を売買成立日の属する月の翌月から年度末まで事務局が預かり登録店に支払うものとする。その後、購入店が抹消登録した場合でも残月分(自動車税未経過相当額)を購入店へは戻さない。尚、自動車税相当額は <u>千葉県税</u> を基準とする。
	下線太字部分を変更	
	2. <u>売買成立日の属する月と同年度内(翌年度の 4 月・5 月・6 月を含む)に車検が切れる車両は、自動車税の納税証明を譲渡書類に添付するものとする。添付が無い場合は、書類不備とみなす。</u>	
削除		
第 42 条(クレーム事項)		4. クレームによる減額は成約車両価格の 3 分の 1 を限度とし、それ以上の減額は認められないものとする。
規約追記		
第 43 条(クレーム受付期間)	2. その他の事項のクレーム受け付けは、購入車両到着日を含む事務局 <u>3 営業日</u> 以内とする。 ※ その他の事項とは、 ① 機構部位(エンジン、ミッション、デフ等) ② 下廻り部位(マフラー、サスペンション等) ③ 装備品(エアコン、パワステ等) ④ 架装、特装物、ラジコン、リモコン	2. その他の事項のクレーム受け付けは、購入車両到着日を含む事務局 <u>4 営業日</u> 以内とする。 ※ その他の事項とは、 ① 機構部位(エンジン、ミッション、デフ等) ② 下廻り部位(マフラー、サスペンション等) ③ 装備品(エアコン、パワステ等) ④ 架装、特装物、ラジコン、リモコン
	下線太字部分を変更	
	3. 書類関係のクレーム(以下の事項)の受付期間は、事務局が購入店に対し書類発送した後、 <u>5 日以内</u> とする。 ・ 購入車両につき、型式、燃	3. 書類関係のクレーム(以下の事項)の受付期間は、事務局が購入店に対し書類発送した後、 <u>5 営業日以内</u> とする。 ・ 購入車両につき、型式、燃

	<p>料、グレード、車検期限、年式、積載量に誤入力があるとき、又は構造変更の不備等が判明したとき。</p>	<p>料、グレード、車検期限、年式、積載量に誤入力があるとき、又は構造変更の不備等が判明したとき。</p> <p><u>但し売買契約成立以前に車検証(登録識別情報等通知書、予備検査証含む)及び車両状態表等により確認ができる事項については除く。</u></p>
<p>下線太字部分を変更及び追記</p>		
<p>第 45 条(クレーム請求と免責)</p>	<p>3. 第 1 項の規定にかかわらず、事務局は、次の各号の一に該当する場合は、免責となり、契約の解除 及び購入価格の減額請求等に応じない。</p> <p>① <u>第三者と売買契約締結後のクレーム請求。</u></p> <p>② 第三者に車両を引き渡した後のクレーム請求</p> <p>③ クレーム申請前、または受付期間内にオークション会場等での出品成約後の申立て</p> <p>④ 成約車両を受領した日付を証明できる書類がない場合。</p> <p>⑤ 購入店が、直接登録店及び前名義人に連絡した場合。</p> <p>⑥ クレーム申請後 5 営業日以内に購入店からクレーム内容の詳細説明がない場合。</p> <p>⑦ 購入価格が 20 万円以下の場合。</p> <p>⑧ 事務局の承諾を得ないで加修した費用。</p> <p>⑨ 3 万円以下の加修費(中型以上は 5 万円以下)。</p> <p>⑩ 1 台の車両に対する複数回のクレーム申請。</p> <p>⑪ トレーラー(被牽引車)。</p> <p>⑫ 消耗品。</p> <p>⑬ 現車確認した車両を購入したとき(但し重大クレームを除く)。</p> <p>⑭ 初年度登録より 12 年以上経</p>	<p>3. 第 1 項の規定にかかわらず、事務局は、次の各号の一に該当する場合は、免責となり、契約の解除 及び購入価格の減額請求等に応じない。</p> <p>① 第三者と売買契約締結後、<u>又は成約車両の名義変更を完了した場合の</u>クレーム請求。</p> <p>② 第三者に車両を引き渡した後のクレーム請求</p> <p>③ クレーム申請前、または受付期間内にオークション会場等での出品成約後の申立て</p> <p>④ 成約車両を受領した日付を証明できる書類がない場合。</p> <p>⑤ 購入店が、直接登録店及び前名義人に連絡した場合。</p> <p>⑥ クレーム申請後 5 営業日以内に購入店からクレーム内容の詳細説明がない場合。</p> <p>⑦ 購入価格が 20 万円以下の場合。</p> <p>⑧ 事務局の承諾を得ないで加修した費用。</p> <p>⑨ 3 万円以下の加修費(中型以上は 5 万円以下)。</p> <p>⑩ 1 台の車両に対する複数回のクレーム申請。</p> <p>⑪ トレーラー(被牽引車)。</p> <p>⑫ 消耗品。</p> <p>⑬ 現車確認した車両を購入したとき(但し重大クレームを除く)。</p>

	<p>過した車両。但し、事務局が認めた特殊車及び架装物が機能しない場合は除く。</p> <p>⑮ 日本国外へ輸出(国内税関の通過も含む)された車両。</p>	<p>⑭ 初年度登録より12年以上経過した車両。但し、事務局が認めた特殊車及び架装物が機能しない場合は除く。</p> <p>⑮ 日本国外へ輸出(国内税関の通過も含む)された車両。</p>
<p>下線太字部分を変更及び追記</p>		
<p>第47条(規約の改定)</p>	<p><u>株式会社いすゞユーマックスが本規約(在庫共有システム U-CON 規約)の改定を必要と判断した場合は、随時改定いたします。改定の内容は、U-CON ホームページに掲載し、その都度会員に報告いたします。</u></p>	
<p>削除</p>		

在庫共有クレーム受付期間・裁定基準

	クレーム期間 → 箇所	受付期間
内外装	①破れ、汚れ、異臭、悪臭	車両到着日翌営業日まで
	②キャビン・箱物等の雨漏れ	車両到着日含む 3→4営業日以内
	③標準部品の欠陥	車両到着日翌営業日まで
	④ジャッキ、工具、スペアタイヤ欠品	車両到着日翌営業日まで
	⑤ガラス類・レンズ類の割れ	車両到着日翌営業日まで
	⑥タイヤ違い	車両到着日翌営業日まで
電装	①モーター類(PW、電格ミラー、ワイパー類)の不良	車両到着日翌営業日まで
	②ACコンプレッサー、エバーポレーター、ダイナモの不良、セルモーターの不良	車両到着日含む 3→4営業日以内
	③メーター類の不良	車両到着日含む 3→4営業日以内
	④オドメーターの不良	車両到着日含む 3→4営業日以内
事故	修復歴の発覚	車両到着日含む 3→4営業日以内
機関	①エンジン内部の不良	車両到着日含む 3→4営業日以内
	②ガスケット類からのオイル漏れ、水漏れ	車両到着日含む 3→4営業日以内
	③ターボ等の過給器系の不良または改造	車両到着日含む 3→4営業日以内
	④噴射ポンプの不良、燃料漏れ	車両到着日含む 3→4営業日以内
	⑤エンジン規格外部品の載せ換え	車両到着日含む 180 日以内
	⑥ラジエーター、ウォーターポンプ、オイルクーラーの不良	車両到着日含む 3→4営業日以内
機構	①マフラー不良、違法マフラー	車両到着日含む 3→4営業日以内
	②MT、AT、デフの不良	車両到着日含む 3→4営業日以内
	③ミッションケースのオイル漏れ	車両到着日翌営業日まで
	④ミッション載せ換え(AT⇒MT等)又は規格外等の明記無き場合	車両到着日含む 3→4営業日以内
	⑤ドライブシャフト、プロペラシャフトの不良	車両到着日含む 3→4営業日以内
	⑥ブレーキ系の不良(ディスクパッド、ディスクローターは除く)、ABSの不良	車両到着日含む 3→4営業日以内
	⑦PSギアBOX、ポンプ等の不良	車両到着日含む 3→4営業日以内
	⑧サスの不良、改造(ショックを除く)	車両到着日含む 3→4営業日以内
	⑨エアバッグの欠品、不良	車両到着日含む 3→4営業日以内
	⑩架装物の動作不良	車両到着日含む 3→4営業日以内
	⑪架装物のオイル漏れ	車両到着日翌営業日まで

	クレーム期間 → 箇所	受付期間
誤入力	①型式、燃料の違い	書類発送後 7→5 営業日以内
	②AC、PS、PW、ターボの有無	車両到着日含む 3→4 営業日以内
	③AT、MTの誤入力	車両到着日翌営業日まで
	④ミッションの段数違い	車両到着日翌営業日まで
	⑤高床、FL、FFL、シングルタイヤ、ダブルタイヤ	車両到着日翌営業日まで
	⑥グレードの違い	書類発送後 7→5 営業日以内
	⑦車検期限の違い	書類発送後 7→5 営業日以内
	⑧年式違い(国内初年度登録)の違い	書類発送後 7→5 営業日以内
	⑨架装物に関する誤入力	書類発送後 7→5 営業日以内
	⑩架装物書類の誤記、又は記載不備	書類発送後 7→5 営業日以内
	⑪積載量の違い	書類発送後 7→5 営業日以内
	⑫走行距離の違い	書類発送後 7→5 営業日以内
	⑬走行距離不明、メーター交換の未入力	車両到着日含む 180 日以内
	⑭整備手帳(保証書)、記録簿の有無	車両到着日翌営業日まで、又は書類発送後 5 営業日以内
	⑮構造変更必要の旨が無記入	車両到着日含む 3→4 営業日以内、又は書類発送後 7→5 営業日以内
その他	①法的問題車両	車両到着日含む 180 日以内
	②接合車両	
	③冠水車(災害車両)	
	④メーター改ざん車両	
	⑤Nox不適合車両	書類発送後 7→5 営業日以内